

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)  
(令和7年度～令和11年度)

子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業

令和8年度 新規・拡充等 事業一覧 (予定)

令和8年2月

新 宿 区

(子ども家庭部子ども家庭課)

## 目 次

|      |   |
|------|---|
| 新規事業 | 1 |
| 拡充事業 | 2 |
| 変更事業 | 5 |
| 終了事業 | 6 |
| 文言修正 | 7 |

## 表の記載について

「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～令和11年度）」及び「子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業」について令和8年度新規・拡充等事業を一覧にまとめたものです。

・番号欄の数字は、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～令和11年度）」の事業一覧における番号です。

なお、新規事業については番号の欄に「新規」と記載してます。▪

・目標の設定がない場合は「－」と記載してます。

・「子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業」については、「貧困事業」欄に「こども大綱（令和5年12月）」における子どもの貧困対策の重点施策を参考に、以下の4区分で整理してます。

★1…教育の支援 ★2…生活の安定に資するための支援 ★3…保護者の就労の支援 ★4…経済的支援

・表中の斜線は「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～令和11年度）」、「子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業」のいずれか一方が対象外である事業です。

## <新規事業> 4事業

| 共通 |                    |   | 新宿区子ども・子育て支援事業計画                         | 共通 |   |   |   |   |   | 貧困事業*                           |     |
|----|--------------------|---|--|----|---|---|---|---|---|---------------------------------|-----|
| 番号 | 事業名                | 事業の概要   | 令和11年度目標                                 | 妊  | 乳 | 小 | 中 | 高 | 青 |                                 | 担当課 |
| 新規 | 児童発達支援の無償化         | 幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、0～5歳児の児童発達支援事業所等の利用者負担額を無償化しています。  | -  |    | ○ |   |   |   |   | 障害者福祉課                          | ★4  |
| 新規 | 新宿区乳児等通園支援事業       | 保育園や幼稚園等に通っていない0歳6か月から年度末年齢満3歳までの子どもが定期的に通園できる事業です。子どもの集団での体験を通して成長を後押しするほか、保護者と、先生や地域との関わりから子育てのさまざまな悩みや楽しさを共有するきっかけづくりを支援します。                         | -  |    | ○ |   |   |   |   | 子ども家庭課<br>保育課<br>保育指導課<br>学校運営課 | ★2  |
| 新規 | (仮称)朝の子どもの居場所づくり事業 | 保護者の就労により、学校の登校時間前に通学し、校門前や学校近辺で待機する児童に対し、安全、安心な居場所を提供するため、令和8年4月から市谷小学校、東戸山小学校、落合第三小学校、西新宿小学校の4校で(仮称)朝の子どもの居場所づくり事業を試行実施し、午前7時30分から登校時間まで子どもたちの見守りを行う。 | -  |    |   | ○ |   |   |   | 教育調整課                           | ★1  |
| 新規 | 特別支援学級等の設置・運営      | 知的発達に遅れがなく、自閉症やそれに類するものや心理的な要因による選択性かん黙等があり、通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しい児童・生徒のために、少人数(1学級あたり8人)で指導する自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を進めます。                               | 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置学校数<br>小学校：2校<br>中学校：1校 |    |   | ○ | ○ |   |   | 教育支援課                           | ★1  |

## <拡充事業> 11事業

※計画の事業名・事業の概要で変更した箇所には下線を引いています。  
 ※各部の個別計画等にあわせて目標を設定しているなど、目標設定が令和11年度以外の場合は、( )で目標年度を記載しています。

| 共通 |            |  |  | 新宿区子ども・子育て支援事業計画 | 共通       | 貧困事業* |
|----|------------|--|--|------------------|----------|-------|
| 番号 | 事業名        | 事業の概要  | 拡充・変更・終了の内容及び理由  | 令和11年度目標         | 担当課      |       |
| 14 | 児童相談体制の整備  | 虐待などの問題から子どもを守るため、職員の更なる専門性の向上を図りつつ、児童相談所の設置について検討していきま <u>す</u> 。あわせて、都区連携による取組として東京都児童相談センター内に設置した新宿区子ども総合センター分室の効果も踏まえ、新宿区の子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて取り組んでいきます。きま <u>した</u> が、 <u>区の現状と地域特性をふまえた児童相談体制を構築できたことから、現段階においては、区児童相談所の設置は、しないこととします。</u> 今後は東京都児童相談センター内で試行的に行っている、 <u>都区連携による虐待通告等への対応業務の位置づけを明確化し、双方が持つ専門性やスケールメリットを活かして、一体となって児童虐待などの問題に対応していきます。</u><br><u>また、子ども総合センター・子ども家庭支援センターでは、虐待の未然防止を図るため、保護者への心理面でのアプローチを行い、家族全体への支援を強化します。</u> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現段階において児童相談所設置は行わず、子ども総合センター分室を児童相談都区連携拠点として組織化し、同拠点を核とした都区連携により、児童相談体制の充実を図るため。</li> <li>・虐待の未然防止を目的とした予防的支援プログラムを新たに実施するため。</li> </ul> | 体制の整備充実（令和8年度）   | 子ども相談支援課 |       |
| 15 | 学校問題支援室の運営 | いじめや不登校、その他問題行動等に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成する専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーの定期訪問（年5回）及び要請訪問</li> </ul> いじめや不登校、その他問題行動等に対する学校の対応への総合的な支援を拡充するため。   | 継続して実施していきます。    | 教育指導課    | ★1    |

| 共通  |              |   |  | 新宿区子ども・子育て支援事業計画  | 共通             | 貧困事業* |
|-----|--------------|---|--|---|----------------|-------|
| 番号  | 事業名          | 事業の概要   | 拡充・変更・終了の内容及び理由  | 令和11年度目標  | 担当課            |       |
| 17  | 不登校児童・生徒への支援 | <p>不登校対策については、教育課題モデル校での実践を基に、外部機関やスクールカウンセラー等と連携した取組について全区立学校に周知していきます。</p> <p>また、各種資料の配布や専門家を活用した研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。</p> <p>つくし教室では、学校と連携を図りながら支援を進めていきます。</p> <p>さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」を派遣し、一人ひとりにあった対応を行っていきます。</p> <p>不登校児童・生徒については、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、居場所としての教育環境づくりや適切な支援や働きかけを行うだけでなく、不登校の状況であっても、多様な教育機会を確保していくことが重要です。</p> <p>今後もつくし教室とともに、つくし教室への通室を希望していても、通室が難しい児童・生徒のための図書館等を活用した「けやきルーム」による支援に取り組みます。また、東京都の取組であるチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置や不登校対応巡回教員を配置することで支援を強化していきます。さらに、専門人材やフリースクール等の民間施設との連携に関する検討などを進め、多様な教育機会の確保ができるよう取り組んでいきます。</p> | <p>・スクールソーシャルワーカーの派遣：5人</p> <p>不登校児童・生徒の増加に伴う、学校の組織的対応の総合的支援拡充のため。</p>   | <p>・不登校生徒のうち、中学校卒業時点で進路が定まっている生徒の割合 95.0%（令和9年度目標）</p> <p>・不登校による長期欠席者（年間30日以上欠席した児童・生徒）のうち、つくし教室の支援を受けた者の割合 20.0%（令和9年度目標）</p> | 教育指導課<br>教育支援課 | ★1    |
| 92  | 妊産婦健康診査等     | <p>妊娠中に委託医療機関等において健康診査を行うことで、妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防を図ります。</p>  | <p>・産婦健康診査（令和8年10月から）</p> <p>都内共通受診方式の公費負担制度が導入されるため。</p>  | 継続して実施していきます。   | 健康づくり課         | ★2    |
| 103 | 産後ケア事業       | <p>出産後1年以内の母子に対して、心身のケア、育児のサポート等を行うことで、母子とその家族が安心して子育てができるよう支援します。</p>  | <p>①需要過多の状況を解消するため支援施設を拡充。</p> <p>・ショートステイ型1所追加</p> <p>・デイサービス型1所追加</p> <p>②利用実績が少ない現状を解消するため、アウトリーチ型の支援施設拡充及び運用方法を変更する。</p> | <p>産後ケア事業利用前に期待していたことが達成できた人の割合 95.0%以上</p>   | 健康づくり課         | ★2    |

| 共通  |                                |  |  | 新宿区子ども・子育て支援事業計画   | 共通               | 貧困事業*    |
|-----|--------------------------------|--|--|--|------------------|----------|
| 番号  | 事業名                            | 事業の概要  | 拡充・変更・終了の内容及び理由  | 令和11年度目標   | 担当課              |          |
| 109 | 乳幼児健康診査                        | 乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査（3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的にを行います。   | ①1か月児健診（令和8年10月から）<br>都内共通受診方式の公費負担制度が導入されるため。<br>②5歳児健診（令和8年7月から）<br>出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備するため。 | 継続して実施していきます。  | 健康づくり課<br>保健センター | ★2       |
| 160 | 認可保育園・認定こども園等の保護者の保育所等利用世帯負担軽減 | <del>子育て世帯の負担軽減の観点から、保育所等利用世帯負担軽減事業や幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、30～5歳児クラスの全ての子どもの基本保育料を無償化しています。</del><br>また、 <u>認証保育所等・認可外保育施設</u> の利用料についても、上記の子どものうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象に上限額の範囲内で無償化します。 | 令和7年9月から東京都保育所等利用世帯負担軽減事業により保育所等を利用する0～2歳児クラスの第1子基本保育料が無償化されたため。No161を統合し、事業の概要を整理する。                    | <u>東京都保育所等利用世帯負担軽減事業、東京都認可外保育施設利用支援事業</u> や幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。 | 保育課<br>保育指導課     | ★1       |
| 166 | 児童発達支援における食費の負担軽減              | 児童発達支援の利用時に提供される食事について1食あたり550円を限度に支給します。 <del>（ただし、課税世帯第1子の0歳児から2歳児を除く）。</del>  | 令和7年9月利用分より、児童発達支援で提供される食費の保護者実費負担分についても全世帯において無償化されたため。   | —  | 障害者福祉課           | /        |
| 177 | 認証保育所利用への支援及び利用者への助成           | 区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の一部助成 <del>（認可保育園等の保育料との差額）</del> を行っています。 <u>第2子以降の場合は助成額を上乗せします。</u>                         | 都制度の拡充により、区が独自に上乗せ助成していた額と同額になるため、事業概要を変更する。   | —  | 保育指導課            | ★1       |
| 178 | 認可外保育施設利用者負担軽減事業               | <u>希望する認可保育園等への入園を待機する間、認可外保育施設（認証保育所を除く）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の一部助成（認可保育園等の保育料との差額）</u> を行っています。 <u>第2子以降の場合は助成額を上乗せします。</u>  | 助成要件を緩和するため、事業概要を変更する。   | —  | 保育指導課            | ★1       |
| 242 | 養育費確保支援事業                      | 子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費の取り決めに要する公正証書の作成や裁判所への調停申し立て等にかかる費用、 <u>認証ADRの利用に係る費用</u> 、弁護士への相談料について、その費用の一部を助成します。   | 認証ADRの利用に係る費用の一部助成を実施するため。   | 助成実績：15件   | 児童育成担当課          | ★2<br>★4 |

## <変更事業> 4事業

| 共通  |                         |   |  | 新宿区子ども・子育て支援事業計画 | 共通       | 貧困事業* |
|-----|-------------------------|---|--|------------------|----------|-------|
| 番号  | 事業名                     | 事業の概要   | 拡充・変更・終了の内容及び理由  | 令和11年度目標         | 担当課      |       |
| 78  | 若者のつどい                  | 20代から30代までの若者を中心に、 <b>若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマ</b> にイベントを開催します。 <b>若い人たちの交流の場を提供し</b> 、参加者の区の施策や事業への関心と理解を深めます。   | 若者が気軽に参加しやすいようオンラインイベントに変更する。  | 継続して開催してまいります。   | 男女共同参画課  | ★2    |
| 87  | 友好都市との交流事業<br>(1)人的交流事業 | 友好都市（ <del>ドイツ・ベルリン市ミッテ区</del> 、ギリシャ・レフカダ市）と新宿区の区民が、交互に行き来する交流事業を実施します。   | ミッテ区からの申し出により、令和8年度からミッテ区との人的交流は休止することとなったため   | —                | 多文化共生推進課 | ★1    |
| 131 | スポーツへの関心と体力の向上          | 小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。また、子どもの体力の現状を把握・分析し、効果的な体力づくりを推進するため、全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「中学校版スポーツギネス新宿」で実施している「ダブルダッチ」を「スピードアップアカデミー（走り方教室）」に変更（令和7年度一部移行、令和8年度全面移行）</li> </ul> 体力向上推進委員会において、現場の教員からも意見を聞き、全ての運動の基礎となる「走力」の向上が体力向上に向けて効果的であると判断したため。 | 継続して実施してまいります。   | 教育指導課    |       |
| 278 | 家庭の教育力向上支援              | 時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。PTAとの連携により多様なテーマで「家庭教育講座」を開催するほかに、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施します。講座等に参加できない保護者には家庭教育について考える機会となるよう「家庭教育ワークシート」 <b>等を作成して</b> 配布します。また、「入学前プログラム」では、小学校入学という新しい環境への不安や悩みを持つ入学予定の子どもと保護者に向けて、保護者同士の交流や子ども同士の仲間づくりを促して円滑な入学を支援します。 | 「家庭学習のすすめ」の作成がなくなったため「等」を削除。「家庭教育ワークシート」の改訂が5年に1度となるため「作成して」を削除。   | —                | 教育支援課    |       |

## <終了事業> 1事業

| 共通  |           |   |   | 新宿区子ども・子育て支援事業計画            | 共通  | 貧困事業* |
|-----|-----------|---|---|-----------------------------|-----|-------|
| 番号  | 事業名       | 事業の概要   | 拡充・変更・終了の内容及び理由   | 令和11年度目標                    | 担当課 |       |
| 200 | 定期利用保育の実施 | パートタイム勤務等の短時間就労が常態である方の子どもを、認可保育園や認定こども園で複数月継続して保育する制度です。区内在住の生後6か月から小学校就学前までの子どもを対象としています。 | 待機児童解消のため緊急対策として実施してきた「定期利用保育」は、保育施設の整備状況等を踏まえ、事業を終了する。 | 利用実績や需要を踏まえながら引き続き実施していきます。 | 保育課 | ★2    |

## <文言修正> 3事業

| 共通  |                                   |  |                 | 新宿区子ども・子育て支援事業計画                          | 共通               | 貧困事業* |
|-----|-----------------------------------|--|-----------------|---|------------------|-------|
| 番号  | 事業名                               | 事業の概要  | 拡充・変更・終了の内容及び理由 | 令和11年度目標                                  | 担当課              |       |
| 80  | だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進        | 新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害の有無や年齢・性別を問わず、就労意欲を持ちながらも働くことが困難な全ての人に対し、総合的な就労支援を行います。  | 文言整理のため         | <b>若年者就労支援事業</b><br>・就職者数：6人<br>(令和9年度目標) | 消費生活就労支援課        |       |
| 95  | <del>出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）</del> | 全ての妊婦が妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設け、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握し、支援が必要な妊婦を継続的に支援していくとともに、産後うつ予防や虐待予防を図ります。また、妊娠届出時に専門職と面接された方に、ゆりかご応援ギフトを支給します。 | 文言整理のため         | ・妊婦との面接率<br>100%                          | 健康づくり課<br>保健センター | ★2    |
| 104 | 妊婦のための支援給付                        | <del>出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）</del> 等の支援と組み合わせ、妊婦であることの認定後に妊婦支援給付金を支給します。また、すくすく赤ちゃん訪問等と組み合わせ、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に、その人数に応じて妊婦支援給付金を支給します。 | 文言整理のため         | <b>令和7年度から実施し<br/>継続して実施していきま<br/>す。</b>  | 健康づくり課           | ★2    |